

福岡県改修工事特記仕様書		① 一般共通事項		② 仮設工事		③ 防水改修工事	
Ⅰ 工事概要 1. 工事名称 福岡団地長寿寿命化改修工事 2. 工事場所 福岡県行橋市西泉五丁目707番、708番 3. 工事概要は別紙（仕上表）による。 4. 別途工事 ・ ・ 5. その他 Ⅱ 建築工事仕様 1. 標準仕様 図面及び特記仕様書に記載されていない事項はすべて国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工編）」（平成28年版）」及び「建築改修工事監理指針（平成28年版）」による。 ただし、改修標仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工編）」（平成28年度版）」及び「建築工事監理指針（平成28年版）」による。 2. 特記仕様 1) 項目は番号に○印のついたものを適用する。 2) 特記事項は ○印のついたものを適用する。 ○ 印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。 ○ 印と ○印のついた場合は、共に適用する。 3) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、公共建築改修工事標準仕様書の当該項目、当該図、または当該表を示す。 4) 特記事項に記載の「 」内表示番号は、公共建築工事標準仕様書の当該項目、当該図、または当該表を示す。 5) 形状寸法法の単位は特記なきがぎり、ミリメートルとする。 章 項目 特記事項 ① 適用基準等 図面もしくは特記仕様書に記載なき場合は、以下の仕様書による。 (1) 「公共建築工事標準仕様書（建築工編）平成 28 年版」国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修（以下「標準仕様書」という。）による。 (2) 「公共建築改修工事標準仕様書（建築工編）平成 28 年版」国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修 (3) 「公共木造建築工事標準仕様書 平成28年版」 国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修 (4) 「建築物解体工事共通仕様書 平成24年版」 国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修 ② 補足基準等 1.適用仕様等、図面、特記仕様書に記載なきものについては、以下の基準、指針、要領、標準図等による。 (1) 「建築構造設計基準 平成25年版」 国土交通省大臣官庁官庁営繕部整備課監修 (2) 「建築工事標準詳細図 平成 28 年版」 国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修 (3) 「鉄筋コンクリート構造配筋要領 平成11年版」 建設大臣官庁営繕部監修 (4) 「指壁設計標準図 平成12年版」 建設大臣官庁官庁営繕部監修 (5) 「建築工事監理指針 平成 28 年版」 国土交通省大臣官庁官庁営繕部整備課監修 (6) 「建築改修工事監理指針 平成 28 年版」 国土交通省大臣官庁官庁営繕部整備課監修 (7) 「建築工安全施工技術指針・同解説」 国土交通省大臣官庁官庁営繕部整備課監修 (8) 「解体工事安全施工指針」 建設業労働災害防止協会 (9) 「建設廃棄物処理指針」 厚生労働省生活衛生局 (10) 「建築物解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」 環境省大気保全局（環境庁アスベスト飛散防止対策研究会） (11) 「建築物等の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル（新版）」 建設業労働災害防止協会 (12) 「官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説（平成8年版）」 建設大臣官庁営繕部監修 (13) 「建築工事標準仕様書・同解説」 日本建築学会 (14) 「建築工事の手引き」 福岡県建築都市部編集 (15) 「解体工事の手引き」 福岡県建築都市部編集 (16) 「植栽工事の手引き」 福岡県建築都市部編集 (17) 「解体工事の手引き」 福岡県建築都市部編集 (18) 「黒板、畳、機工事の手引き」 福岡県建築都市部編集 ③ 適用範囲等 すべての設計図書は相互に補完するものとする。ただし設計図面に相違がある場合、設計図書の優先順位は、次の（1）～（4）の順番とする。 (1) 質問回答書 （2）から（5）に対するもの） (2) 現場説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 ④ 現場に常備する図面等 上記の「1.適用仕様書」及び「2.補足基準」のうち、当該工事に係る図書等については現場事務所に常備し監督職員の確認を得ること。 ⑤ 工事実績等の登録 請負者は、工事請負額が500万円以上の工事について、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は契約後10日以内に、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、「建設情報実績」を作成し、建築都市総務課契約室の確認を受けた後、（-財）日本建設情報総合センターに提出しなければならない。 また、（-財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを建築都市総務課契約室に提出しなければならない。 ⑥ 施工体制台帳 問い合わせ先 〒812-0016 福岡市博多区博多駅東3-11-28博多サンシティビル2E6F（-財）日本建設情報総合センター九州地方センター TEL 092-411-3664 FAX 092-411-3486（1.1.4） ⑦ 文化財その他の埋蔵物 工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。 その後の措置については、監督員の指示に従う。（1.1.12） ⑧ 実施工程表 概成工期（平成 年 月 日）（1.2.1） ⑨ 工事の記録 工事日報は、工事記録を兼ねることができる。（1.2.4） 下記要領により撮影し、写真帳に説明を記入のうえ提出する。（原画は撮影業者が保管する。）（1.2.4） 11. 電気保安技術者 ※適用する（工事用電力設備の保安責任者が兼ねる。） ・ 適用しない（1.3.3） 12. 施工条件 （ ）（1.3.5）		① ⑬ 施工中の安全確保 建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法令等に定めるところによるほか、（1.3.7）建設工事公衆災害防止対策要綱に従うとともに、建築工事安全施工技術指針を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。 ① ⑭ 建設リサイクル法 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の対象となる工事に該当（※現場説明書による。・する ○しない） ① ⑮ 工事に伴う建設副産物の処理について 建設副産物の処理について 資源の有効利用、環境負荷の低減等を図り、「資源循環型社会」を構築するため、建設副産物の発生抑制、再利用、適正処理を推進する。 現場内で発生する建設副産物の処理については、現場内において発生する品目ごとに分別し指定された場所へ集積すること。 また、施工区分表に積み込み・運搬・処分までの指示がある工事については、現場内に分別保管場所を設置するとともに、再生資源の利用の促進に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設廃棄物処理指針その他関係諸法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い、指定された方法により適正に処理を行うこと。 「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年5月31日法律第104号）」規定されている事項については、建築工事における対応については、「建築工事における建設副産物管理マニュアル（平成18年6月12日付国営第4号）」による。 工事に際しては、工事着手時に建設副産物処理計画書、再生資源利用計画書等を、工事竣工時に建設副産物の処理結果報告書、再生資源利用実施書等を提出すること。 指定副産物（原則として再資源化施設へ持込むもの） ○がれき類（コンクリート塊）（アスファルト塊） ・ 木くず ・ 建設発生土 ・ 汚泥 指定副産物の工事現場からの搬出、再生資材等の利用等については、「リサイクル原則化ルール（平成18年6月12日策定）」により実施する。 建設汚泥については、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（平成18年6月12日事務次官通知）」に従い、建設汚泥の再生利用を推進する。 その他の副産物 ○廃プラスチック ・ ガラス、陶磁器くず ・ 廃石こうボード ・ 金属くず ・ 繊維くず 特別管理産業廃棄物 ・ 廃石綿等 「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル（環境庁大気保全局）」及び「石綿障害予防規則（平成17年7月1日施行）」に従い、収集、運搬、処分を行う。 ・ 廃PCB等 「電気事業法：電気関係報告規則」及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に従い、報告書の作成・届出を行うとともに、適正に保管できるようにして施設管理者に引き渡すこと。（1.3.12） ※参考受入場所は現場説明書による（1.3.12） ① ⑯ 施工中の環境保全等 建築基準法、建設リサイクル法、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法、土壌汚染対策法、資源有効利用促進法、その他関係法令等に定めるところによるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉塵、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺環境の 保全に努める。（1.3.11） ① ⑰ 再資源利用（促進） 排出ガス対策型建設機械について 「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき、指定された建設機器を使用すること。 （対象機種：バ ックホ ー、ブ ックホ ー、バ ックホ ー（車軸式）、空気圧縮機（可動式）、油圧ユニット（油圧のバ ックホ ー、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式圧入引抜機、バ ックホ ー、バ ックホ ー、掘削機、バ ックホ ー、バ ックホ ー、バ ックホ ー、地下連続掘削機、全周転回バ ックホ ー、掘削機の基礎工事用機械のうちバ ックホ ーとは別に独立したバ ックホ ー、発電電動油圧ユニットを搭載しているもの）、ロードホ ー、バ ックホ ー、バ ックホ ー、発電電動機（可動式（溶接用機を含む））但し、以上はバ ックホ ー（エンジン出力7.5kW以上280kW以下）を搭載したものに限る。） ・ 工事における振動被害防止要領の適用 振動計の設置については現場説明書による ※ 提出する（CD-R等にて） ・ 提出しない ① ⑱ 建築材料等 本工事に使用する建築材料等は、設計図面に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督員の承認を得る。 なお、「評価名簿による」と特記されたものについては、国土交通省大臣官庁営繕部監修「建築材料・設備機器等性能評価事業建築材料等評価名簿（最新版）」による。 福岡県認定リサイクル製品の使用製品名及び使用部位については、現場説明書によること。 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督員の承諾を受け、当該製品の指定工法によることができる。（1.4.1） ① ⑲ 施工数量調査 調査項目 調査範囲 調査方法 報告書・数量書 ※2部 ※2部 ※2部 ※2部 ※2部 ① ⑳ 技能士 見本施工の実施箇所（ ） 工種（ ）（1.5.5） 22. ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の測定 室内空気中化学物質の濃度測定 ・ 行う ・ 行わない ホルムアルデヒド測定の数検数 ・ 4 カ所 VOC測定の数検数 測定対象室 ※現場説明書による ・ 図示 測定位置、方法については、測定前に監督職員に確認する。 測定方法等は「揮発性有機化合物の室内測定容量」参照 ※学校施設については、文部科学省「学校環境衛生基準」（平成21年4月1日告示第60号）に基づきVOC等の測定を行う。（1.5.9）	① ⑳ 完成図等 種類及び提出形式は下記による（1.7.2） 種類 提出形式 部数 完成図 ※設計図一式 ※CADデータ（JWW又はDXF又はFSC） ※TFFデータ（竣工図電子データ作成要領による） ※1部 ・（ ）部 総合図 ※一式 ※二つ折り青焼き又は白焼き（適宜：A1又はA3） ※1部 ・（ ）部 施工図 ※構造躯体 ※平面図 ※建具 ※屋根及び種 ・（ ） ※二つ折り青焼き又は白焼き（適宜：A1又はA3） ※1部 ・（ ）部 工作図 ※家具図 ・（ ） ※二つ折り青焼き又は白焼き（適宜：A1又はA3） ※1部 ・（ ）部 （注）データの提出はCD-R、DVD-R又はUSBフラッシュメモリーに保存して提出すること。 「標仕」1.7.3(a)の他、下記について必要事項を記入のうえ監督員に提出する。 国土交通省HP「施設保全マニュアル作成要領」 建設大臣官庁官庁営繕部監修の「管理者のための建築物保全の手引き」（財）建築保全センター発行） 提出部数 ※2部 ・（ ）部（1.7.3） 保全に関する説明書：※建物概要及び内部仕上表 ※施工者一覧表 ※取り扱い説明書、メンテナンスについての注意事項 ※図示による ・ 現状地盤の平均高さとし、監督員の指示による ① ㉔ 保全に関する資料 ダンブトラック等による工事用資機材等の過積載を行わないこと。さし枠の設置又は物品積載装置の不正改造をしたダンブトラックは工事現場内に入りさせないこと。 25. 設計GL 解体等工事の範囲 解体等工事にかかる範囲は以下のとおり。 ・ 建築物 ・ 地上部 ・ 地下部 ・ 杭 ・（危険物倉庫） ・（天井） ○付属構造物 ・ 浄化槽 ・ 貯油槽 ・ 杭 ○（ポンペ庫） ・ 建物内配管配線 ・ 電気設備機器 ・（ ） ・ 建物への引込線 ・ 敷地への引込線（廃止） ・（ ） ・ 建物内配管配線 ・ 衛生設備機器 ・（ ） ・ 建物への引込管 ・ 敷地への引込管（玉下ろし） ・（ ） ・ 空調設備 ・ 建物内配管 ・ 空調設備機器 ・（ ） ・ 建物内風道 ・ 建物内配管 ・ ガス設備機器 ・（ ） ・ 建物への引込管 ・ 敷地への引込管（廃止） ・（ ） ・ 門、門扉 ・ 塀 ・ フェンス ・ 舗装（ ） ・ 植栽（ ） ・（ ） ・ 有害廃棄物の処理 ・ 廃PCB ・ 特定フロンガス ・ 廃石綿等 ・（ ） ・ 什器、備品類等の撤去 ・ 各種残留物等の撤去は下表による。 ※を標準とする。 区分 建物管理者 工事請負者 アスベスト含有建材 ※ オイルタンク内のオイル ※ ビッド（浄化槽、便槽）汚泥 ※ 使用されている酸、アルカリ、薬品等 ※ 医療系特別管理産業廃棄物、放射性廃棄物 ※ フロン、ハロン使用機器 ※ PCB使用機器 ※ 28. 敷地に関する調査 ・ 敷地内障害物の調査 ・ 敷地内配管、配線の調査 ・ 地下水位の調査 ① ㉔ 原形復旧 工事中、取合部その他本工事範囲外の部分に汚損が生じた場合は原形に復する。 ※施工区分表による ・ 施工範囲は下記による ※図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の型枠及びそれらの補強 ※図示した壁、天井の仕上り材、下地材の切込み及び下地材の補強 ※駆動装置が電動による建具類の2次配線及び操作スイッチ ※自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 ・（ ） 31. 風速及び地表面粗度区分 風速（・34m/秒 ・ ）（各章共通） 地表面粗度区分（・Ⅰ ・Ⅱ ・Ⅲ ・Ⅳ） ① ㉔ 接着剤 ホルムアルデヒド放散等級（※F☆☆☆☆ ・ F☆☆☆ ・ F☆☆）（各章共通） 33. 総合図での調整 各工事の着工に先立ち、各施工図の基準となる総合図を作成し、監督員の承諾を受ける。 総合図は施工図作成に先立ち、建築・設備・その他別途発注工事業者の情報などをすべて盛り込んだ図面とし、それらの接点の細部調整を行う。 総合図の調整は、建築工事の請負者が行い、設備工事・その他の請負者がそれに協力する。 参考図の製品等の使用にあたっては、参考図以外の形状等に多少相違がある製品等でも同等品以上であれば使用できる。 34. 参考図（メカ仕様図の図面）の取り扱い 竣工後※2 ・ ①年以内に当該工事範囲に関する経年変化の状況を調査し、報告すること。 ① ㉔ 竣工後の調査 ① ㉔ 足場その他 手すり先行足場について 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 基発第0424001号平成21年4月24日）」の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場組立て、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、手すり、中横及び両面幅木の機能を有するものを設置しなければならない。 なお、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の（2）手すり据置方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行うこと。 内部足場 ※脚立、足場板等 ・（ ）（2.2.1） 外部足場 ※枠組足場 ・ 緊結式足場 ・ 単管足場 ○（くさぎ緊結式） 防護シートによる養生※行う ・ 行わない 材料、撤去材等の運搬 A種 ※B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種（表2.2.1） 既存部分の養生 ※ビニールシート等 ・ 合板 ・（ ）（2.3.1） 固定家具の養生 ・ 行わない ・ 行う（図示） 既存家具の養生 ※ビニールシート等 ・（ ）（2.3.2）（表2.3.1） 仮設間仕切等の種別 種別 下地 仕上材（厚さ mm） 充てん材 塗装 ・ A種 ・ 軽量鉄骨 ・ 合板（・9.0 ・12.0） 厚さ mm ※ 無し ・ B種 ・ 木下地 ・ 石こうボード（※9.5・ ） ※ 無し ・ C種 単管下地 防護シート ※ 無し 仮設扉 ※木製扉 ※合板張り程度 ※ 無し ・ 鋼製扉 ・（ ）程度 ※ 無し ・ 片面 ① ㉔ 養生 ① ㉔ 仮設間仕切 備考 承認者	① ⑳ 監督員事務所 ※設ける ○ 設けない（2.4.1） ※構内に新設する。（ m程度） ・ 既存建物内の一部を使用する。 備品については、監督員の指示による。 構内既存の施設 ・ 利用できる（※有償 ・ 無償） ※利用できない 構内既存の施設 ・ 利用できる（※有償 ・ 無償） ※利用できない ※要する ・ 要しない 仮囲い等 設置方法 ※ 設けない ※設ける ※ 成形鋼板（H=2.0m） ・ 垂鉛引鉄板（H= m） ・ シート張り ・ ロープ張り ・（グリーンフェンス等） ゲート ・ シート（W=4.5m） ・ バネル（W= m） ・ ハンガー（W= m） 垂直防護施設 ○ 養生シート（・ 防災Ⅰ類 ○ 防災Ⅱ類） ・ 防音シート（防災Ⅰ類同等） ・ 枠付き金網 ・ アルミ防音バネル ・（ ） 水平防護施設 ○ 防護網（朝顔） ・ ダブルネット 防護施設等取付足場 ・ 単管一本足場 ・ 枠組本足場（W= m） ・（ ） 設置範囲 ※図示による ・ 監督員の指示による 設置期間 ※工事期間中 ・ 監督員の指示による 養生構台 ・ 設置する（図示による） ・ 設置しない 乗入り構台 ・ 設置する（幅員 m、長さ m） ・ 設置しない 監督員の指示による 工事用車両の出入口では、一般行人及び一般車両の安全確保に努めること。 交通誘導員 ・ 配置する（ 1 名以上） ○ 配置しない ① ㉔ 9. 構台 ① ㉔ ⑩ 工事表示板等 ① ㉔ ⑪ 工事車両の出入口 ① ㉔ ① 改修方法の種類及び工程 防水改修方法の種類及び工程については「改修標仕」表3. 1. 1による。（表3.1.1） シーリング改修工法の種類及び工程については「改修標仕」表3. 1. 2による。（表3.1.2） ① ㉔ 2. アスファルト防水 （3.3.2.3）（表3.1.1）（表3.3.3～10） 防水改修工法種別 新規防水層の種別 施工箇所 ・ P1B工法 ・ B-1 ※ B-2 ・ P1B1工法 ・ T1B1工法 ・ B1-1 ※ B1-2 ・ P2A1工法 ・ A1-1 ※ A1-2 ・ P2A工法 ・ A-1 ※ A-2 ・ M4C工法 ・ C-1 ※ C-2 ・ M3D工法 ・ POD工法 ・ D-1 ※ D-2 ・ POD1工法 ・ M3D1工法 ・ D1-1 ※ D1-2 ・ M4D1工法 ・ PIE工法 ・ P2E工法 ・ E-1 ※ E-2 （保護層は図示による） アスファルトの種類 ※3種（3.2.2）（3.3.2） M3D、POD、POD1、M3D1、及びM4D1工法の脱気装置 ※設ける ・ 設けない（3.3.3） 断熱工法の断熱材（3.3.2） ※押出ポリスチレンフォーム断熱材3種bA（スチレン層付き） 厚さ（mm） ※25 ・ A種押出ポリスチレンフォーム保温材の保温板3種b（スチレンあり） 厚さ（mm） ・ 立ちり部の保護材（3.3.2） ・ 乾式保護材 ※押出成型セメント板（厚さ15mm） ・ れんが ※JIS R 1250によるもの ・ 市販品のれんが又は市販品のれんが形コンクリートブロック（見え隠れ部分） ・ コンクリート（表3.4.2.3）（表3.1.1）（表3.4.1～3） ① ㉔ 3. 改質アスファルトシート防水 （表3.4.2.3）（表3.1.1）（表3.4.1～3） 防水改修工法の種別 新規防水層の種別 厚さ（mm） 施工箇所 ・ M4AS工法 ・ AS-1 ・ AS-2 ・ AS-3 ・ M3AS工法 ・ AS-4 ・ AS-5 ・ AS-6 ・ POAS工法 ・ M3ASI工法 ・ M4ASI工法 ・ POASI工法 M3ASI、M4ASI及びPOASI工法の防湿層 ・ 設ける ・ 設けない（表3.4.3） M3AS、POAS、M3ASI、M4ASI及びPOASIの脱気装置 ※設けない ・ 設ける（3.4.3） ① ㉔ 4. 合成高分子系ルーフィングシート防水 （3.5.2.3）（表3.1.1）（表3.5.1） 防水改修工法の種別 新規防水層の種別 施工箇所 仕上り塗料塗り 使用分類 ・ POS工法 ・ S-F1 ・ S-F2 ・ S4S工法 ・ S-M1 ・ S-M2 ・ S-M3 ・ POS1工法 ・ S1-F1 ・ S1-F2 ・ S4S1工法 ・ S1-M1 ・ S1-M2 ・ S1-M3 ・ S3S工法 ・ S-F1 ・ S-F2 ・ S3S1工法 ・ S1-F1 ・ S1-F2 ・ M4S工法 ・ S-M1 ・ S-M2 ・ S-M3 ・ M4S1工法 ・ S1-M1 ・ S1-M2 ・ S1-M3 仕上り塗料の使用量 脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない（3.5.3） 目地処理 ※PCコンクリートの場合 ・ ALCパネル下地で種別S-C1の場合（3.5.4） ① ㉔ ⑤ 差膜防水 （3.6.3）（表3.6.1） ① ㉔ ⑥ シーリング （3.1.4）（表3.1.2） （表3.7.1） （3.7.8）	① ⑪ 福岡団地長寿寿命化改修工事 改修工事特記仕様書（1） 行橋市役所 都市整備部 建築政策課 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL：0930-25-1111 図面名称 改修工事特記仕様書（1） 図面番号 A-01		

[illegible]

5
建
具
改
修
工
事

10. 重量シャッター

機能による種類
・ 管理用 ・ 防火（ ・ 外壁用 ・ 屋内用） ・ 防煙
シャッターケース（防火・防煙以外の場合） ・ 設ける ・ 設けない
(5.10.2)
開閉機能による種類
(表5.10.1)
※上部電動式（手動併用） 電源 ※ V kw以下（過電流保護装置付）
・ 上部手動式
耐風圧強度 ・ （ ）
屋内用防火、防煙シャッターの危害防止機構 ※障害物感知装置 ・ シャッター二段降下方式
工事範囲 一次測配線は別途工事とし、開閉機構以降の二次配線は本工事に含む。
開閉機能による種類
(表5.11.1)
※手動式
・ 上部電動式（手動併用） 電源※ V kw以下（過電流保護装置付）
耐風圧強度 ・ （ ）
スラットの形状 ※インターロッキング形 ・ オーバーラッピング形
工事範囲 一次測配線は別途工事とし、開閉機構以降の二次配線は本工事に含む。
セクション材料 ※スチールタイプ ・ アルミニウムタイプ
(5.12.2)
・ ファイバークラスタイプ
開閉方式 ※バランス式 ・ チェーン式・ 電動式
収納方式 ・ スタンダード形 ・ ローヘッド形・ ハイリフト形 パーチカル形
ガイドレール ※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ ステンレス鋼板（SUS304）
耐風圧機能 ・ （ ）
(5.13.2)
建具に取り付けるガラス及びガラスブロックは図面図示（建具表）による。
(5.13.2)
ガラス留め材 (5.13.2.(b)) (表5.13.1)

建具の種類	材 種
アルミニウム製	※シーリング材（SR-1） ・ グレージングガasket
鋼製、ステンレス製	※シーリング材（SR-1）

ただし、防火戸は建築基準法に基づく防火性能を有するものとする。

① 既存床の撤去
並びに下地補修

② 接着剤

③ ビニル床シート張り

4. ビニル床タイル張り

5. ビニル幅木

6. カーペット敷き

7. 合成樹脂床床

8. 防塵用塗料塗り

9. フローリング張り

10. 体育館用
フローリング張り

⑪ 畳敷き

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

⑥
（
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨

No.4

⑦塗装改修工事

④錆止め塗料塗り

5. 合成樹脂調合ペイント塗り（SOP）

6. クリヤラッカー塗り（CL）

7. フタル酸樹脂エナメル塗り（FE）

8. アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り（NAD）

⑨耐候性塗料塗り（DP）

10. つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り（EP-G）

11. 合成樹脂（EP）

12. 合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り（EPT）

13. ウレタン樹脂ワニス塗り（UC）

14. ラッカーエナメル塗り（LE）

15. オイルステイン塗り（OS）

16. 木材保護塗装塗り

17. 屋内水系塗料塗り

平成29年度版(平成29年度改訂 H2904)

(表7.2.1)～(表7.2.7)

(表7.3.1)～(表7.3.2)

(表7.3.1)～(表7.3.2)

(表7.4.1)～(表7.4.3)

(表7.5.1)

(表7.6.1)～(表7.6.2)

(表7.7.1)

(表7.8.1)

(表7.9.1)～(表7.9.4)

(表7.10.1)

(表7.11.1)

(表7.12.1)

(表7.13.1)

(表7.14.1)

(表7.15.1)

1. 鉄筋の種類

2. 鉄筋の継手

3. 溶接金網

4. 帯筋

5. 壁の配筋

6. 圧接完了後の試験

7. 特殊な鉄筋継ぎ手

8. 割裂補強筋

9. コンクリートの強度

10. コンクリートの種類

11. スランプ

12. 普通コンクリートの割合

13. セメントの種類

14. 打渡し仕上げの種類

15. モルタル及びグラウト材

16. 鉄骨製作工場

17. 鋼材の種類

18. 高力ボルト

19. 溶接部の検査

20. スタッド溶接後の試験

21. 耐火被覆の種類及び性能

22. スリット

23. あと施工アンカー

材質 ※JIS G 3112 ・ 建築基準法第37条の規定に基づき認定を受けたもの(8.2.1)

種類

径

種類

部位

径

備考

※JIS G 3551規格品

形状

寸法

径

シアコネクタ

種類

径

長さ

※外観試験

※超音波探傷試験

種類

材料

材種

径

本数・ピッチ

適用箇所

設計基準強度(Fc) N/mm²

種類

18

21

24

普通コンクリート

部位

経量コンクリート・1種・2種

部位

打込み箇所

所要スランプ

※単位水量の上限值 185 kg/m³

※単位セメント量の下限值 270 kg/m³

※水セメント比の上限值65%（高炉セメントB種 60%）

※所要空気量の目標値 4.5%

※塩化物の含有量 0.30 kg/m³ 以下

※気温によるコンクリート強度の補正 ※監督員の指示による

※普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種

高炉セメントB種

※合せきを用いる場合

種類

適用箇所

構造体用モルタル（圧縮強度

柱底均しモルタル（※無収縮モルタル

グラウト材（※無収縮グラウト材）

※監督員の承諾する工場

Sグレード・Hグレード・Jグレード・Rグレード・Jグレード

加工能力条件

施工管理技術者（※適用する・適用しない）

材質 ※JIS等の規格品

建築基準法に基づき指定又は認定を受けた構造用鋼材及び鉄鋼

種類

SS400

寸法 ※図示

※トルシア形高力ボルト指定、認定品セットの種類 ※2種（S10T） 径（※図示）

JIS形高力ボルトJIS B 1186 セットの種類 ※2種（F10T） 径（※図示）

溶融亜鉛メッキ高力ボルト指定、認定品セットの種類※1種（F8T相当） 径（※図示）

試験の種類

試験箇所

採取方法

※超音波探傷試験

※全数試験

種類

性能

使用箇所

耐火材吹付け

吹付けロックウール

1時間・30分

1時間・30分

スリットの種類

完全スリット

部分スリット

幅

50 mm

深さ

図示

耐火材（仕様

遮音材（仕様

種類

金属系アンカー

引っ張り耐力

せん断耐力

径

埋込み長さ

セット方式（※本体打込み式

接合筋（種類

径

長さ

接着系アンカー（※カプセル型

引っ張り耐力

せん断耐力

径

埋込み長さ

アンカー筋の種類（※異形棒鋼

性能確認試験

適用する ※適用しない

穿孔前の埋込配管等の探査

範囲 ※全て

方法 ※鉄筋探査機

施工確認試験

※引張り試験（確認強度

施工区分表

(○印を塗りつぶしたものを適用する)

工事内容

建築

外構

植栽

電気

電話

昇降

給衛

空調

ガス

黒板

備

考

電気関係

機器の基礎

配電盤・制御盤の基礎

屋内

屋外

屋上

自家発電機の基礎（アンカーボルトを除く）

テレビアンテナの基礎（

避雷針の基礎（

屋内設備

屋外設備（架台、アンカーボルト含む）

屋上設備（架台、アンカーボルト除く）

特記した基礎

梁、床、壁貫通スリーブ

補強を要するもの

補強を要しないもの

梁、床、壁貫通部型枠

補強を要するもの

補強を要しないもの

軽量鉄骨下地、壁・天井ボード類の切込み

補強を要するもの

補強を要しないもの

埋込型分電盤、端子盤等の型枠

補強を要するもの

補強を要しないもの

上記開口部の補強

上記開口部の突出し

スリーブの穴埋め（型枠の穴埋めを含む）

○Aフロア器具取付用

点検口

床、壁、天井

外壁面（ダクト、チャンバーの接続用含む）

建具取付

空調用リターン

厨房

上記以外

換気扇の取付枠及びアルミパネル

換気扇

壁換気扇（ウェザーカバー含む）

天井換気扇（ベントキャップ含む）

流し台

排水トラップ含む

防油堤

オイルサービスタンの防油堤

自火発電用

空調用

床下水槽のマンホール蓋

雨水

屋外配水管

汚水、雑配水管

雨水樋樋

身障者用便所手すり

はみ込み形洗面器用カウンター（前板共）

ガスボンベ転倒防止用の鎖

機械設備機器付属の制御盤以降の配管配線（接合共）

機械設備機器付属の制御盤と電源供給及び配管配線

機械設備自動制御と電気設備盤との電源供給

機械設備自動制御と電気設備盤との操作回路の渡り配管配線

天井吊り型FCU、個別パッケージ、全熱交換器と操作スイッチとの渡り配管

天井吊り型FCU、個別パッケージ、全熱交換器と操作スイッチとの渡り配線

天井吊り型FCU、個別パッケージ、全熱交換器と操作スイッチ

天井吊り型FCU、個別パッケージ、全熱交換器と操作スイッチ埋込ボックス

煙感知器から運動制御盤を経て防煙ダンパー及び排煙口に至る配管配線

小便器用節水装置制御盤以降の配管配線

自動ドア及び電動シャッターなどの制御部への電源供給

自動ドア及び電動シャッターなどの制御部

自動ドア及び電動シャッターなどの操作スイッチ間の配管配線及び操作スイッチ

防火扉レリーズ

電極棒

配線ビッド及び蓋

別途機器などへの接続

室外機・室内機間の伝送線

室外機・室内機間の電源渡り線

室内機・リモコン間の配線

室内機・リモコン間の配線

リモコン埋込ボックス

室内機・集中リモコン間の渡り伝送線

ガス漏れ探知機

○Aフロア用配線器具

電気錠

電気錠及び通電金具

TENキー及び制御盤

エレベーター出入口3方枠(金属製)

シャワーユニット（バスユニット）

ガス給湯器リモコン用ケーブル

ガス給湯器電線管及びボックス

量工事

地下補強

黒板工事

黒板・白板・掲示板

植栽工事

備考

承認書

工事名称

福岡団地長寿命化改修工事

図面名称

改修工事特記仕様書(4)

行橋市役所 都市整備部 建築政策課

福岡県行橋市中央一丁目1番1号

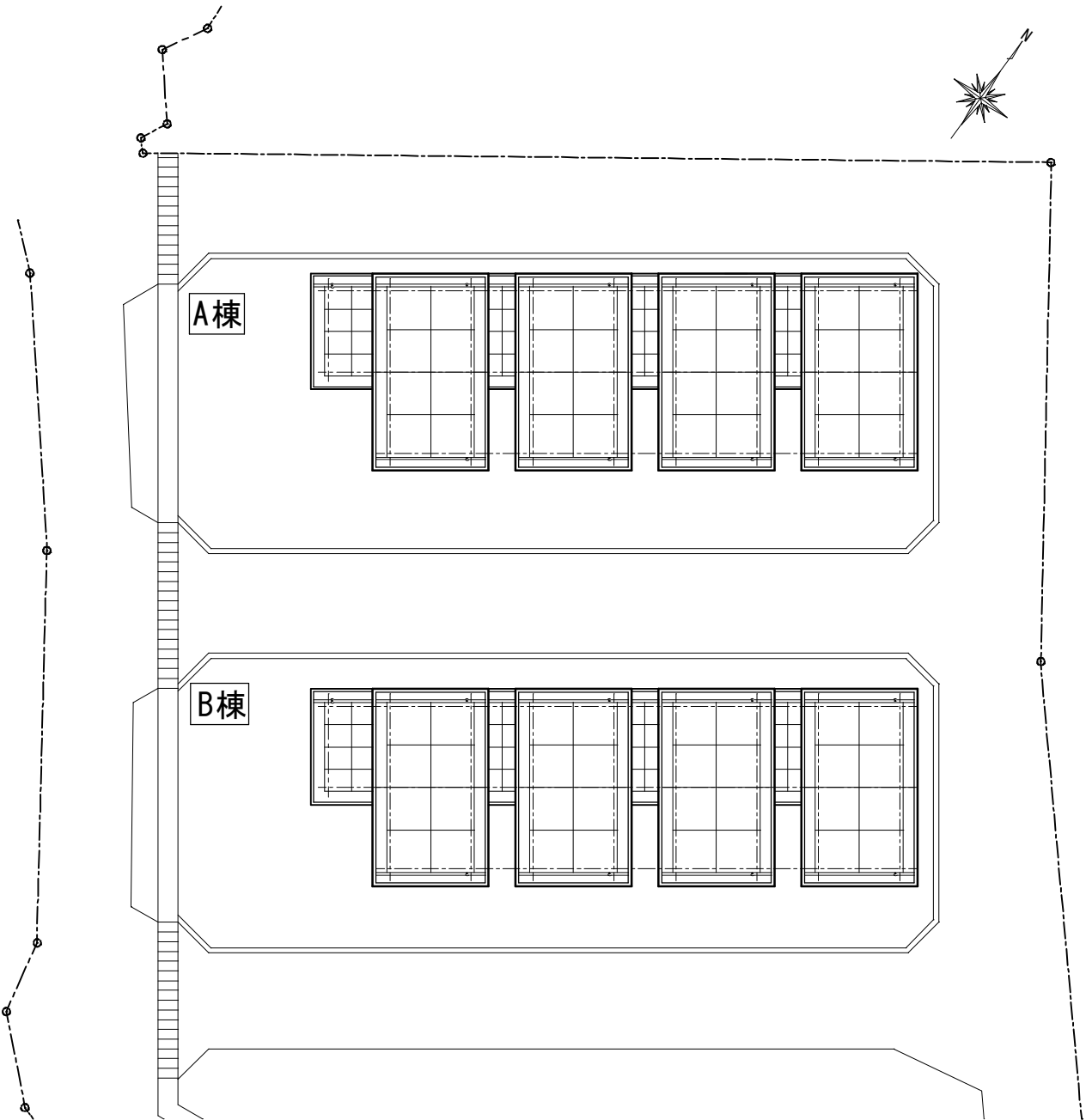
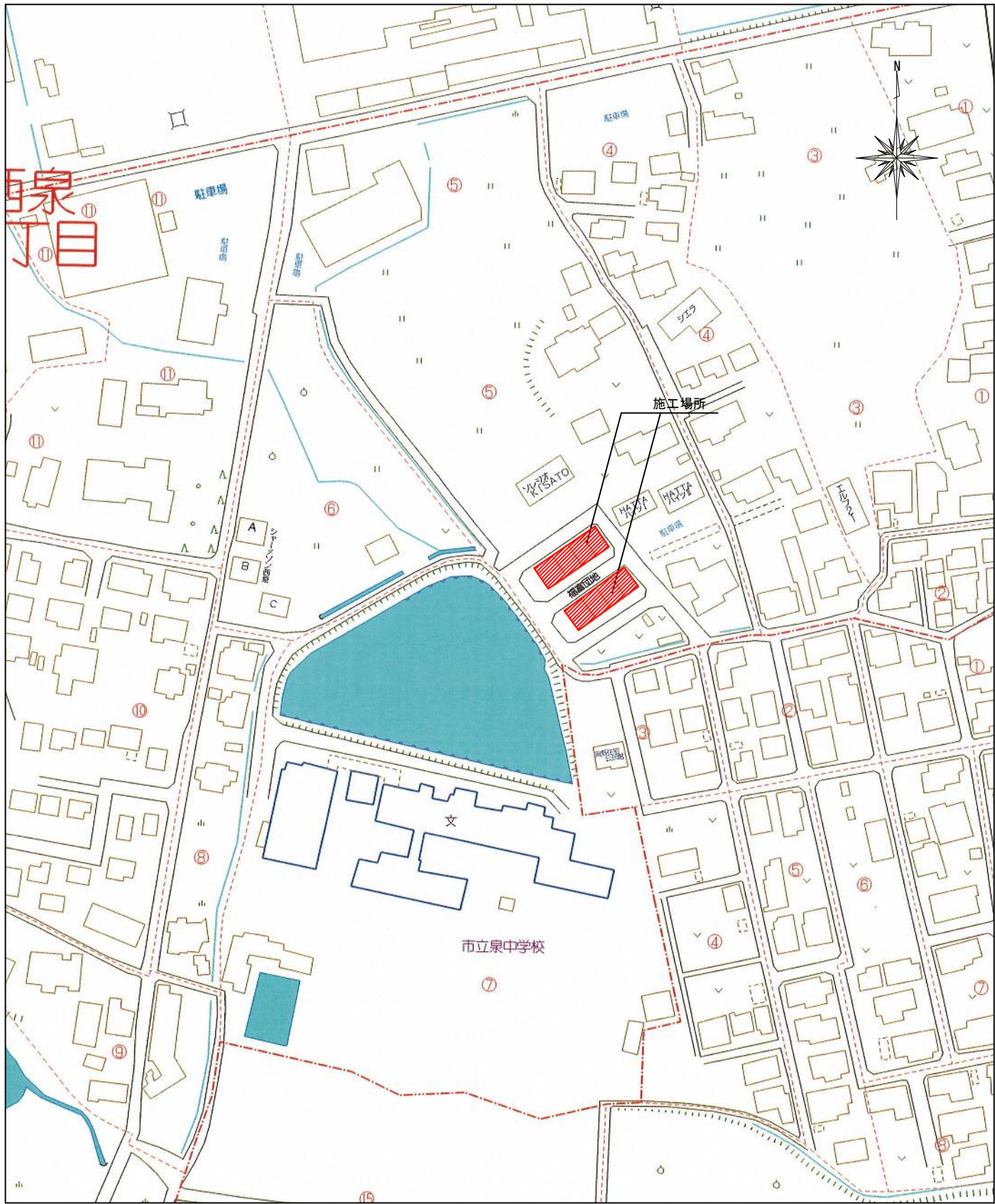
TEL：0930-25-1111

尺度

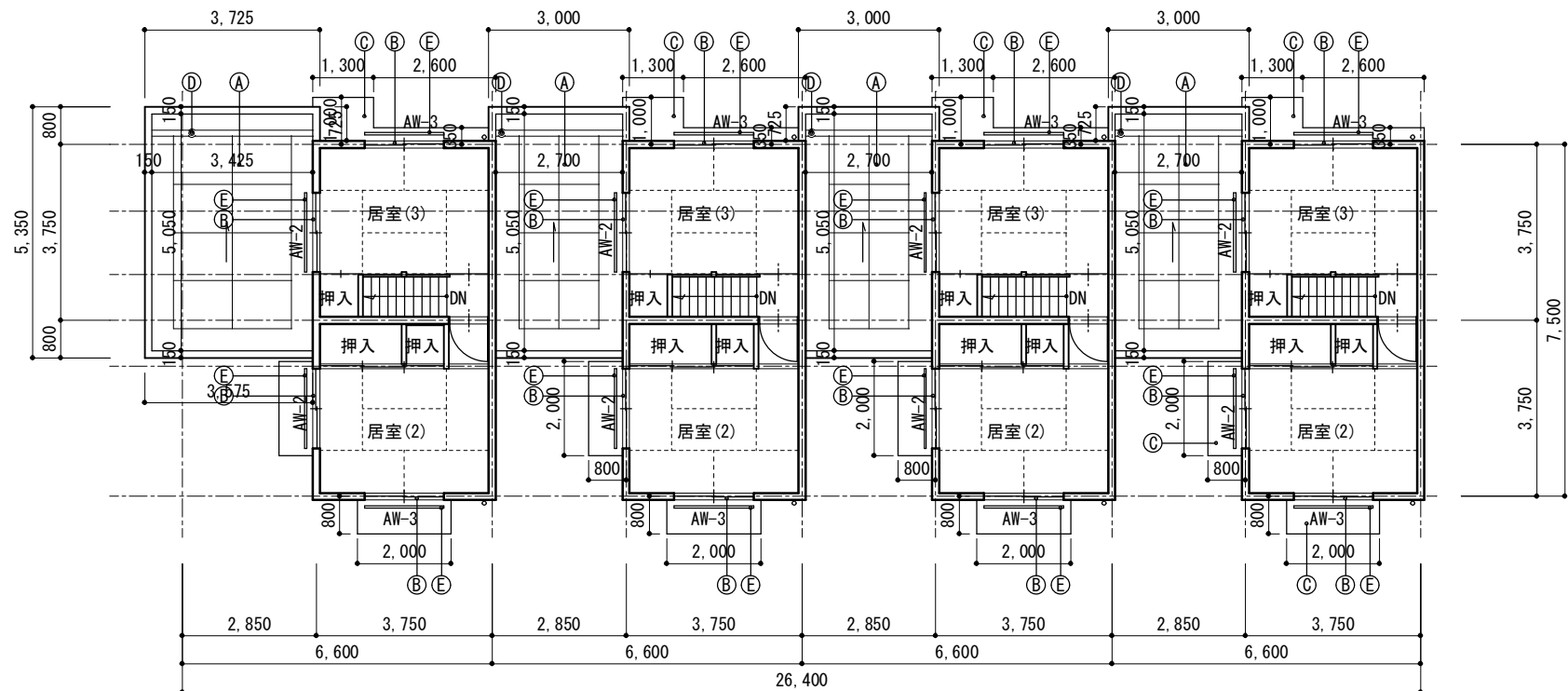
日付

図面番号

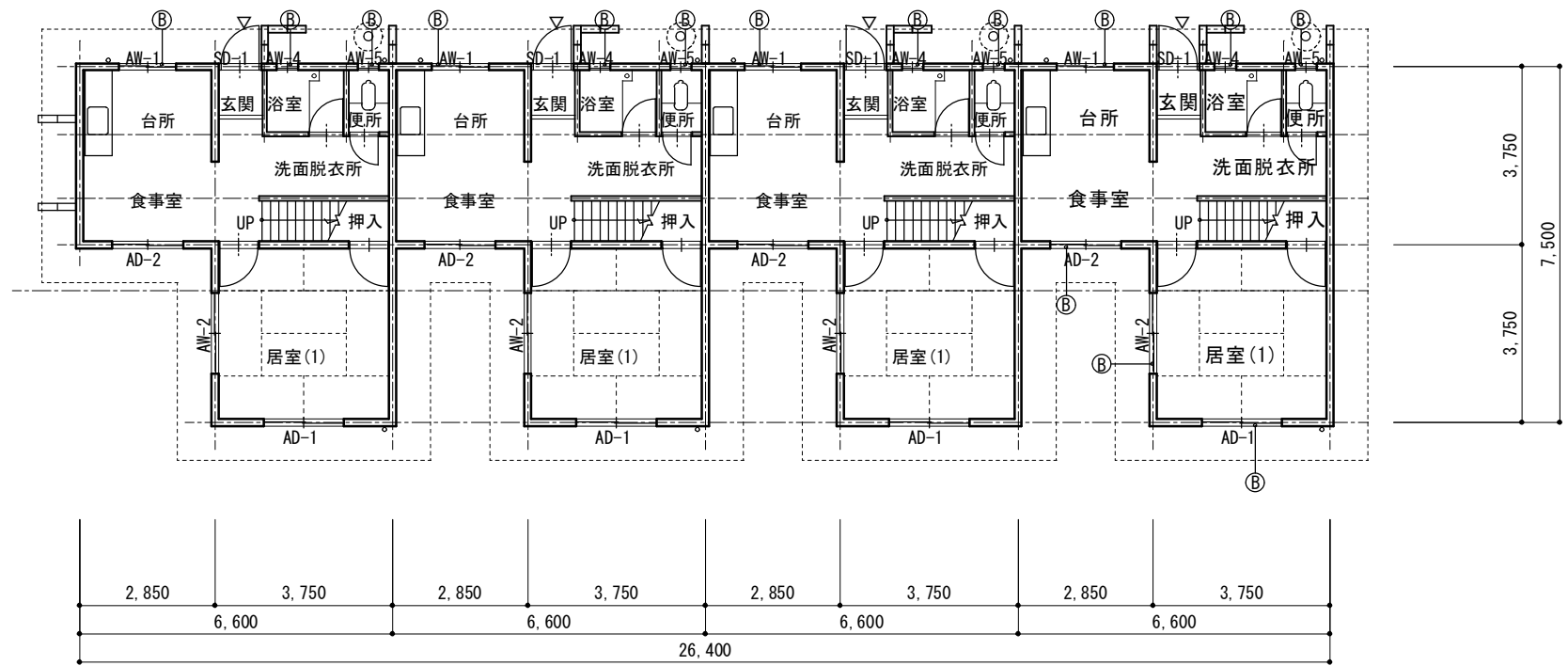
A-04



特 記		作 図	作 図	行橋市役所 都市整備部 建築政策課 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL：0930-25-1111 *****	工事名称・図面名称	縮 尺	図面番号
					福富団地長寿命化改修工事	A3版：1/200	A05
					附近見取図・配置図	A3版：1/2500	



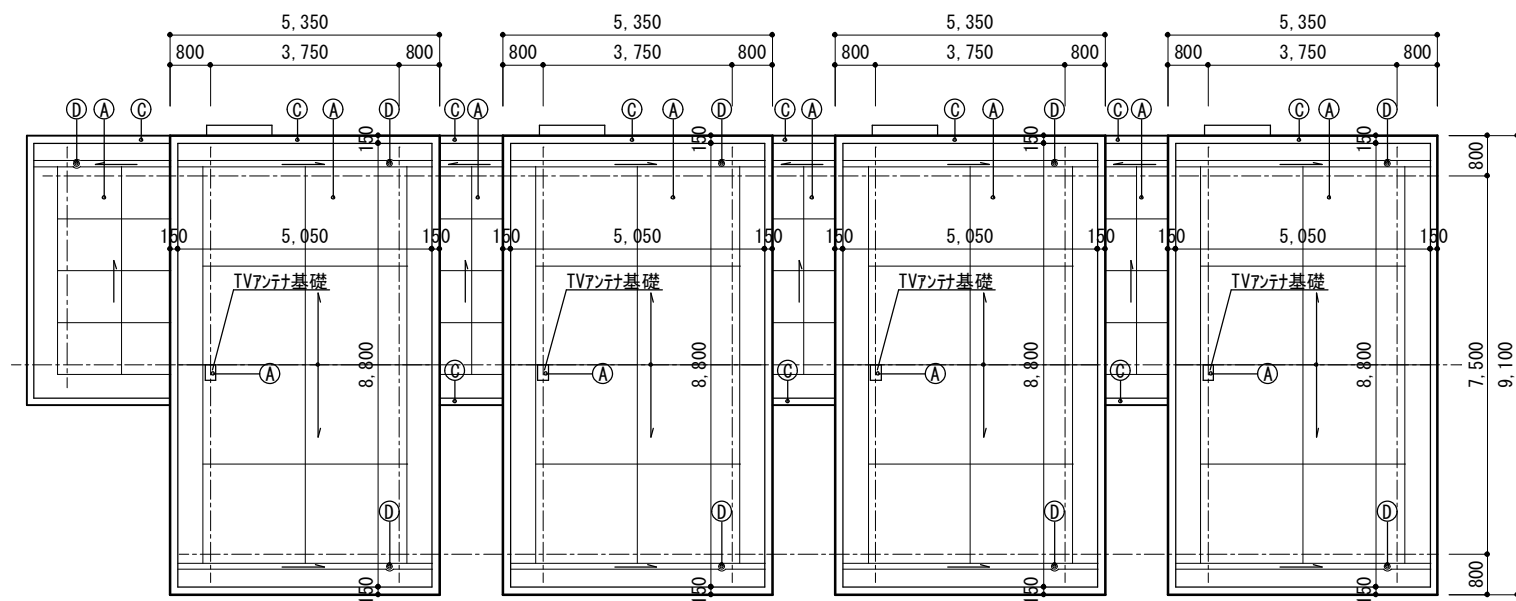
2F平面図 1/150



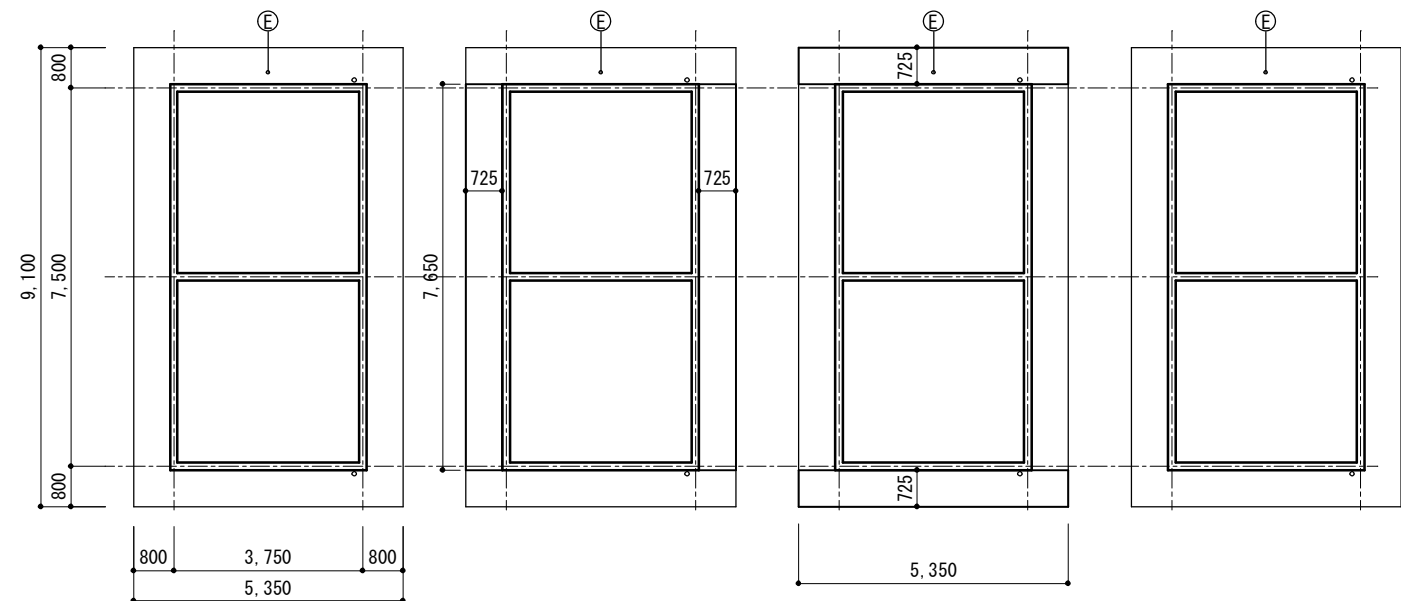
1F平面図 1/150

外 部 仕 上 表		
記号		仕 上
A	改修前	モルタル目地切り仕上
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、塗膜防水X-1
B	改修前	防水モルタル金コテ仕上
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水形外装薄塗材E
C	改修前	防水モルタル金コテ仕上
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、塗膜防水 X-2
D	改修前	鋳鉄製ドレーン φ75
	改修後	改修用ドレーン φ75
E	改修前	7に製手摺
	改修後	既存のまま
F	改修前	
	改修後	
G	改修前	
	改修後	
H	改修前	
	改修後	

※入居者による増築部及び下屋部分は施工範囲外とする
但し、足場設置等に伴い一時的に一部破壊の必要な下屋等については施工後復旧することとする

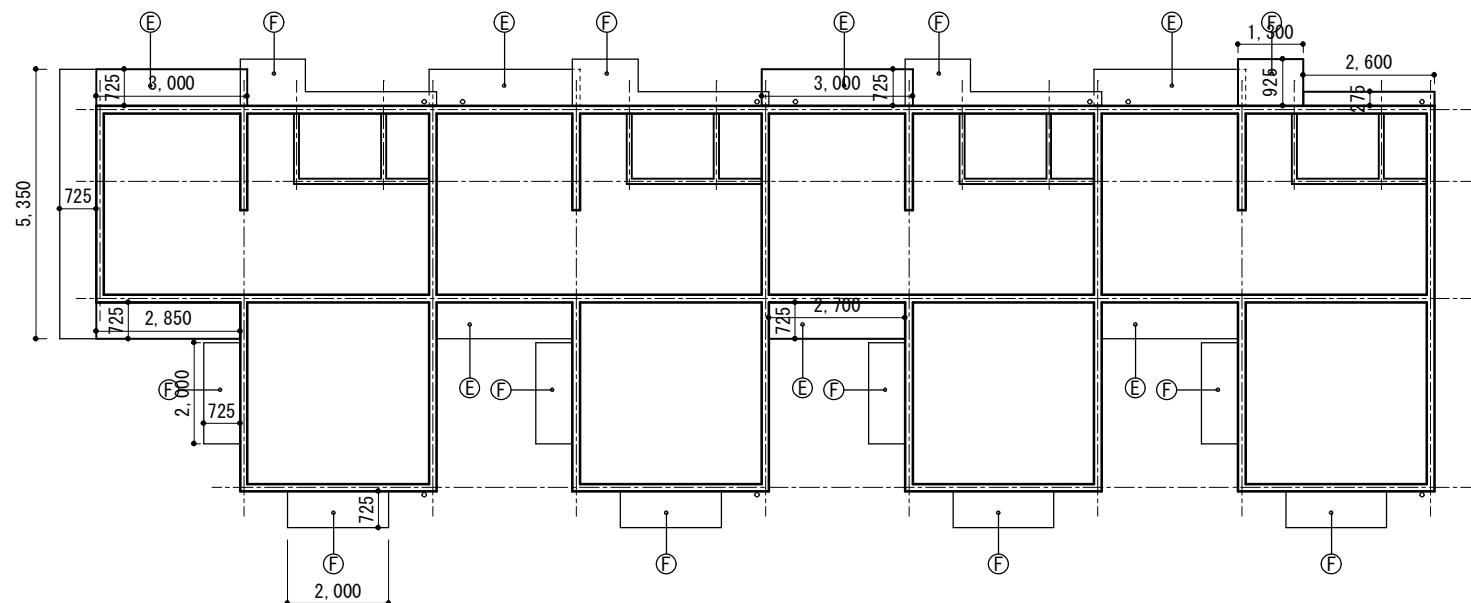


屋根伏図 1/150



2F天伏図 1/150

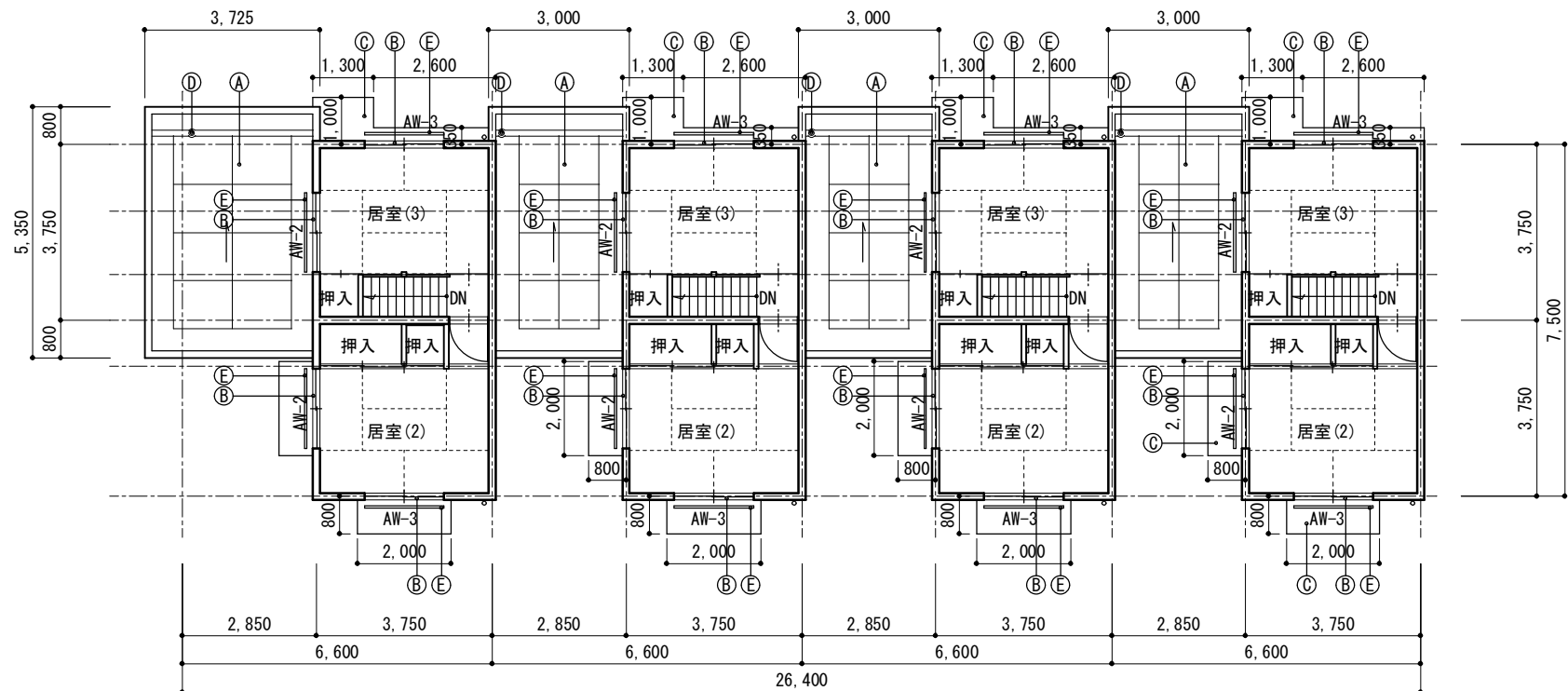
外 部 仕 上 表		
記号	改修前	仕 上
A	改修前	モルタル目地切り仕上
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、塗膜防水X-1
B	改修前	防水モルタル金コテ仕上
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水形外装薄塗材E
C	改修前	モルタル金コテ仕上
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、塗膜防水 X-2
D	改修前	鋳鉄製ドレン φ75
	改修後	改修用ドレン φ75
E	改修前	珪藻土刷毛引きの上、アクリル系リシン吹付
	改修後	ピンネット工法の上、外装薄塗材E
F	改修前	珪藻土刷毛引きの上、アクリル系リシン吹付
	改修後	ピンネット工法の上、外装薄塗材E
G	改修前	
	改修後	
H	改修前	
	改修後	



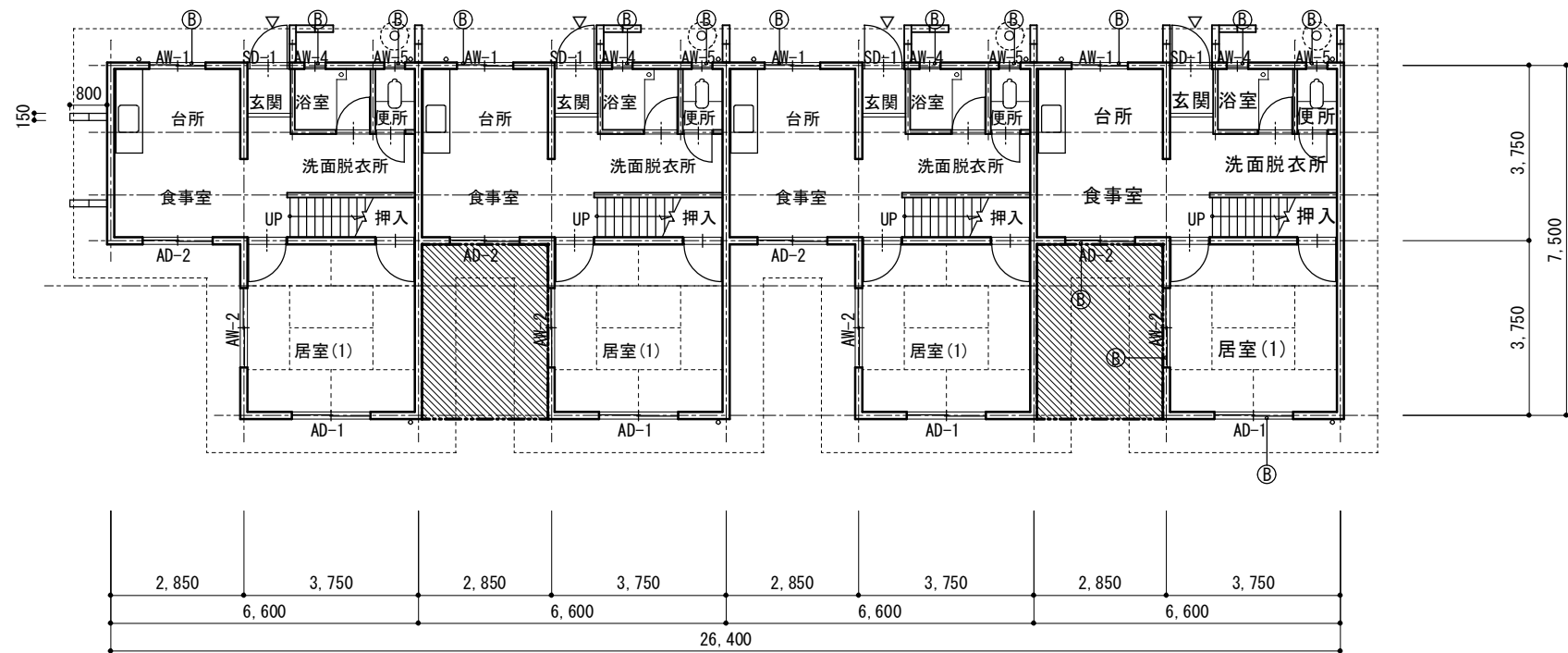
1F天伏図 1/150

特 記	作 図	作 図	工 事 名 称 ・ 図 面 名 称	縮 尺	図 面 番 号
			福富団地長寿命化改修工事	A3版：1/150	A 0 7
			A棟 屋根伏図－1	A4版：1/210	

行橋市役所 都市整備部 建築政策課
福岡県行橋市中央一丁目1番1号
TEL：0930-25-1111



2F平面図 1/150

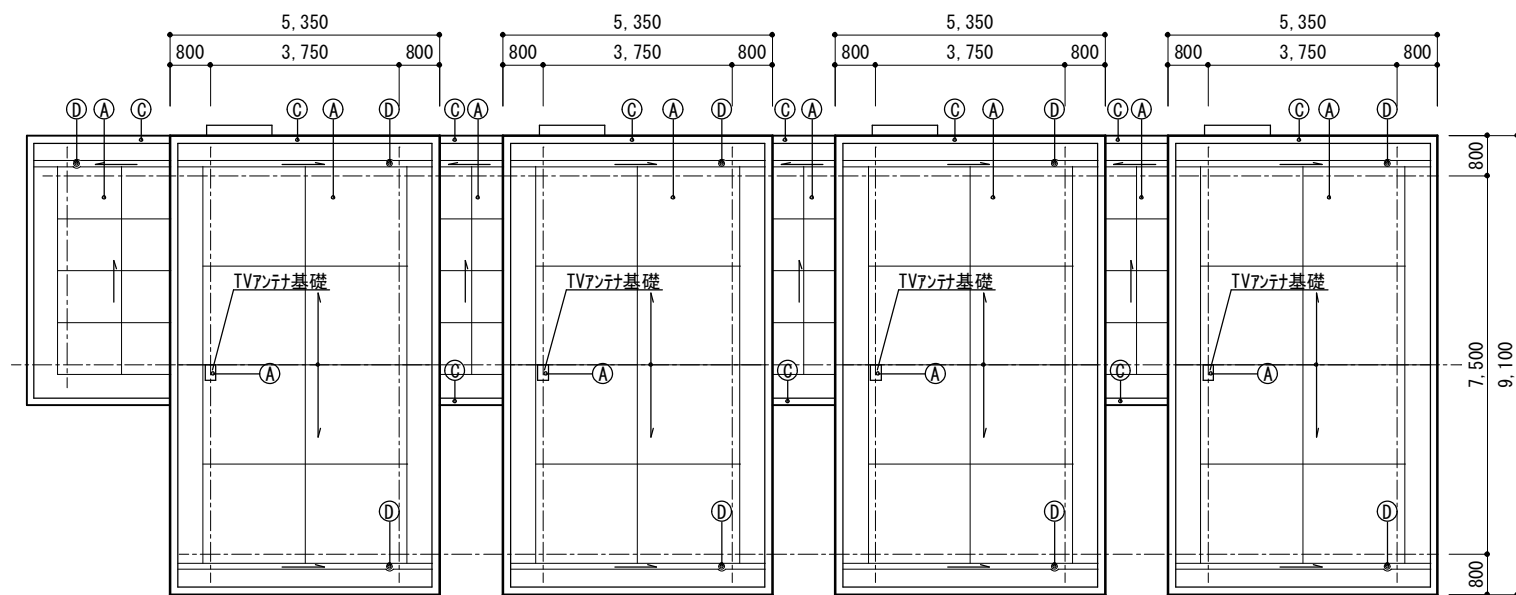


1F平面図 1/150

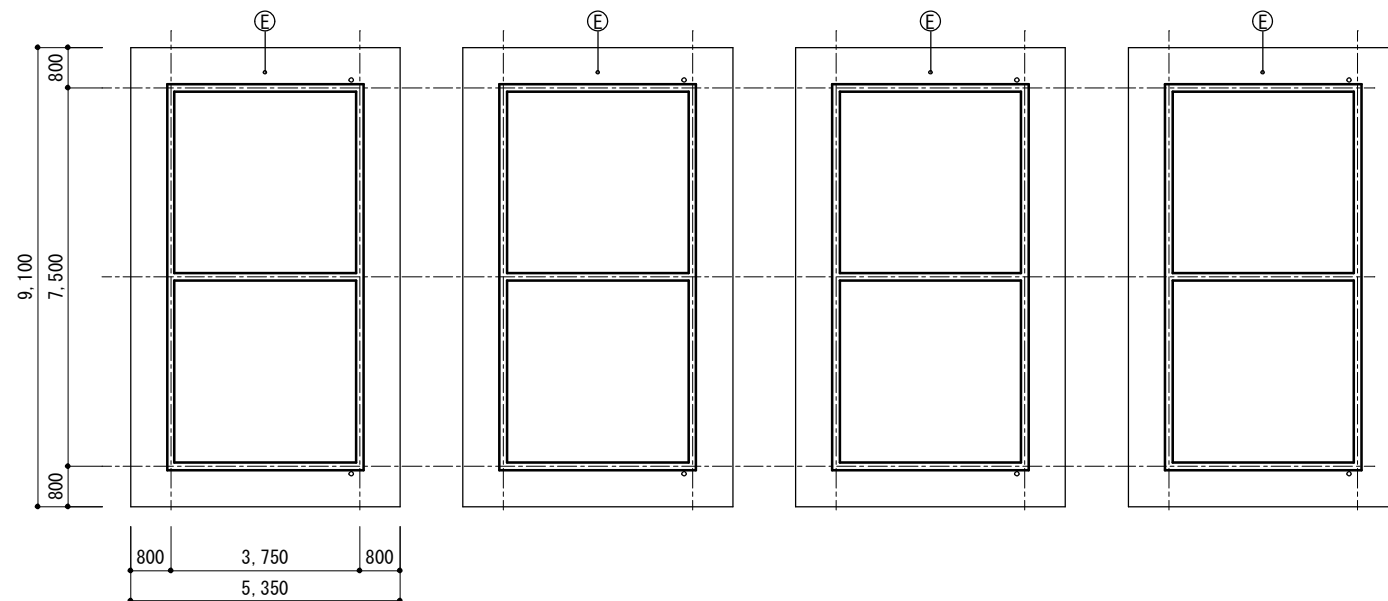
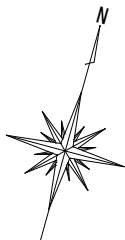
外部仕上表		
記号	改修前	改修後
A	改修前	モルタル目地切り仕上
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、塩ビシート防水 t=2.0
B	改修前	防水モルタル金コテ仕上
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水形外装薄塗材 E
C	改修前	防水モルタル金コテ仕上
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、塗膜防水 X-2
D	改修前	鋳鉄製ドレーン φ75
	改修後	改修用ドレーン φ75
E	改修前	7に製手摺
	改修後	既存のまま
F	改修前	
	改修後	
G	改修前	
	改修後	
H	改修前	
	改修後	

※入居者による増築部及び下屋部分は施工範囲外とする
但し、足場設置等に伴い一時的に一部破壊の必要な下屋等については施工後復旧することとする

増築部分を示す（工事対象範囲外）

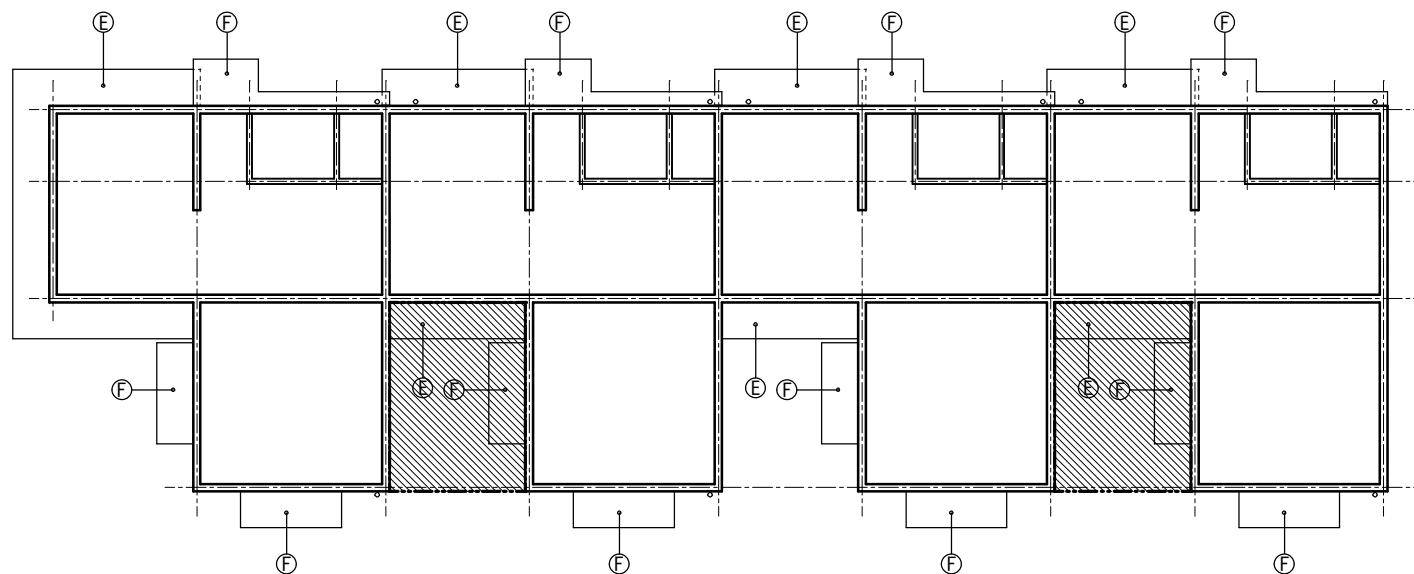


屋根伏図 1/150



2F天伏図 1/150

外 部 仕 上 表		
記号	仕 上	
A	改修前	モルタル目地切り仕上
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、塗膜防水X-1
B	改修前	防水モルタル金コテ仕上
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水形外装薄塗材 E
C	改修前	モルタル金コテ仕上
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、塗膜防水 X-2
D	改修前	鋳鉄製ドレン φ75
	改修後	改修用ドレン φ75
E	改修前	珪藻土刷毛引きの上、アクリル系リシン吹付
	改修後	ピンネット工法の上、外装薄塗材 E
F	改修前	珪藻土刷毛引きの上、アクリル系リシン吹付
	改修後	ピンネット工法の上、外装薄塗材 E
G	改修前	
	改修後	
H	改修前	
	改修後	



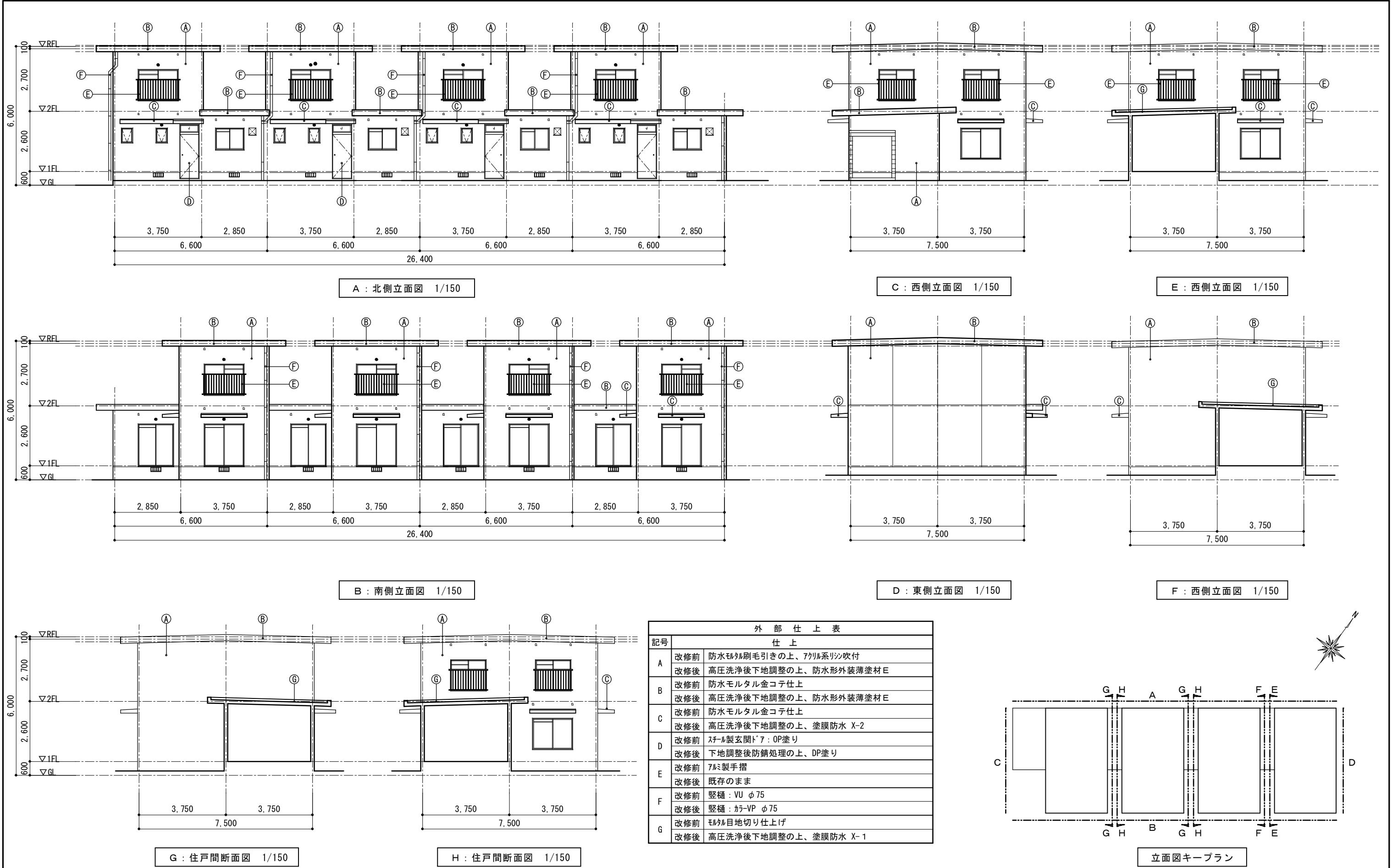
1F天伏図 1/150



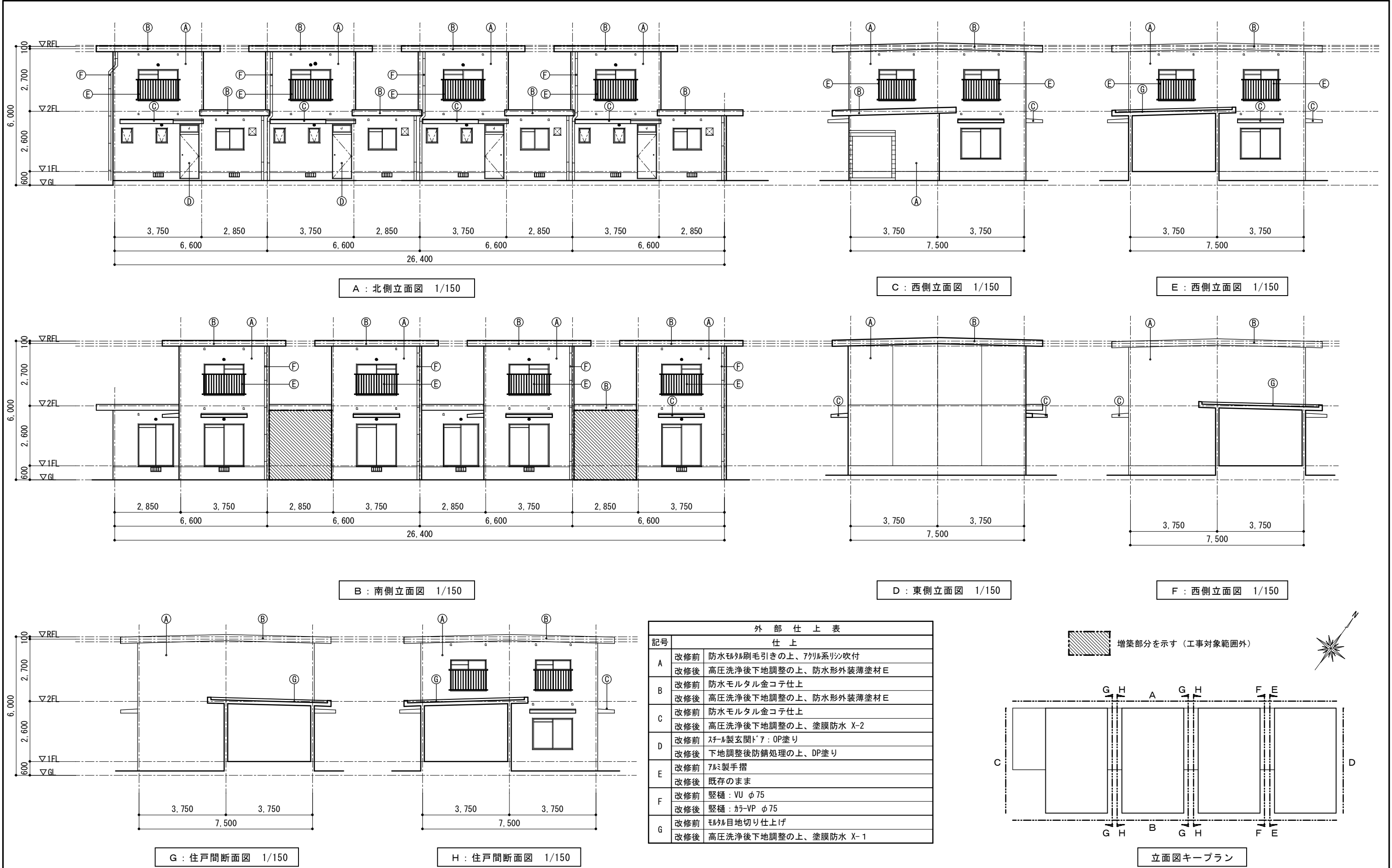
増築部分を示す（工事対象範囲外）

特 記	作 図	作 図	工 事 名 称 ・ 図 面 名 称	縮 尺	図 面 番 号
			福富団地長寿命化改修工事	A3版：1/150	A 0 9
			B棟 屋根伏図－1	A4版：1/210	

行橋市役所 都市整備部
建築政策課
福岡県行橋市中央一丁目1番1号
TEL：0930-25-1111

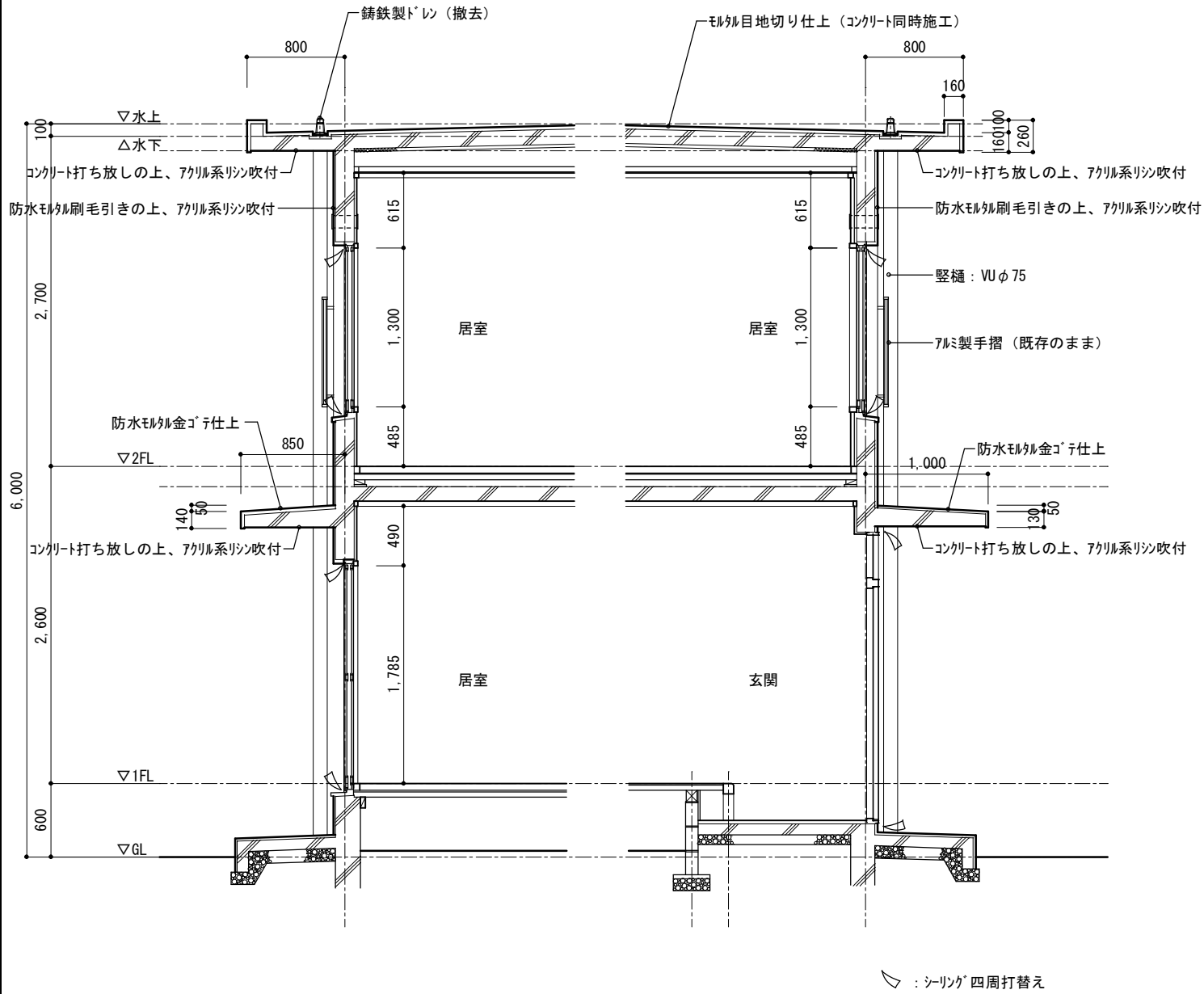


特 記	作 図	作 図	工 事 名 称 ・ 図 面 名 称	縮 尺	図 面 番 号
			福富団地長寿命化改修工事	A3版：1/150	A10
			A棟 立面図	A4版：1/210	



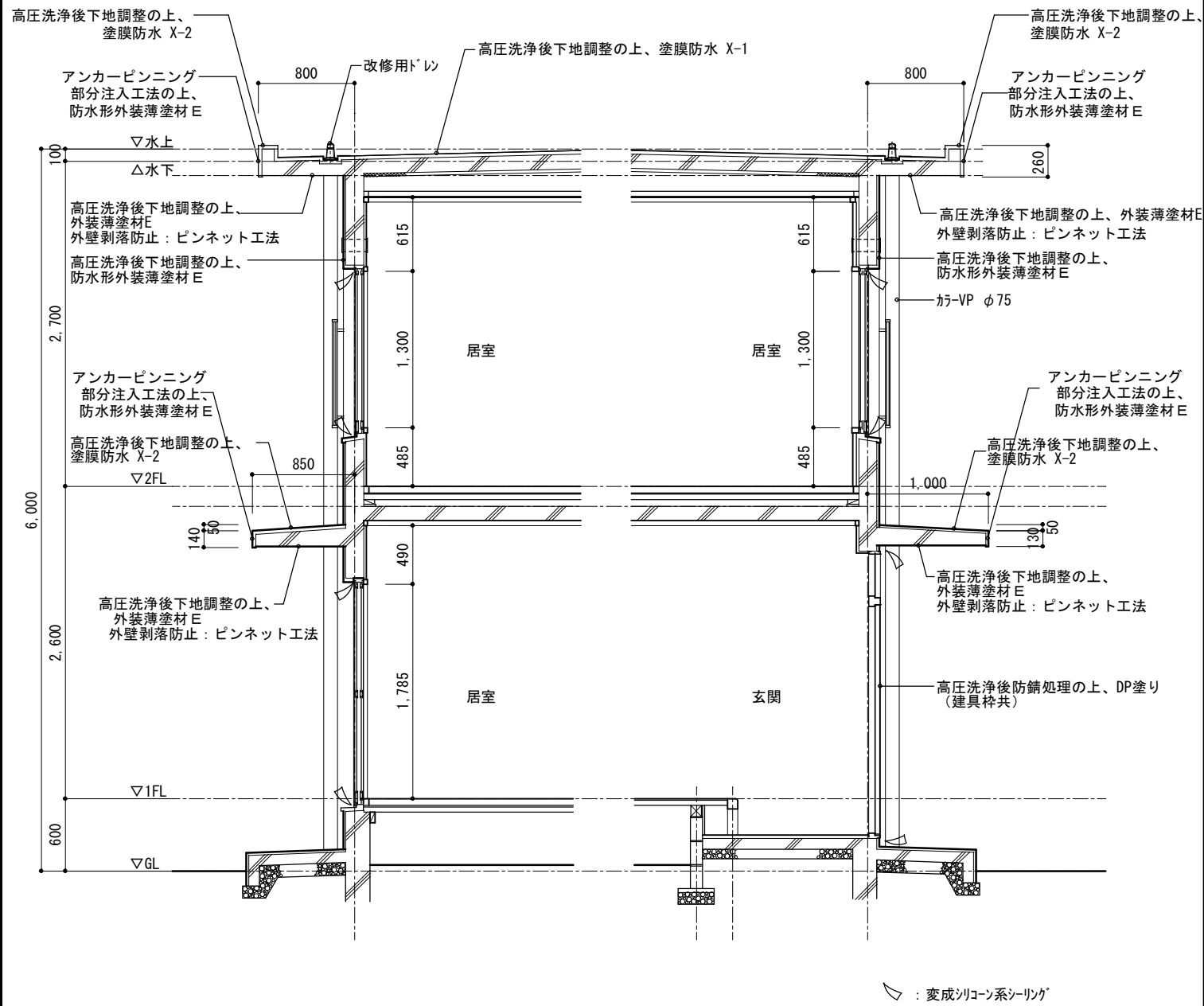
特 記	作 図	作 図	行橋市役所 都市整備部 建築政策課 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL：0930-25-1111 *****	工 事 名 称 ・ 図 面 名 称	縮 尺	図 面 番 号
				福富団地長寿命化改修工事	A3版：1/150	A 1 1
				B棟 立面図	A4版：1/210	

改修前



※特記なき部位については既存のままとする

改修後



特 記		作 図	作 図	工 事 名 称 ・ 図 面 名 称		縮 尺	図 面 番 号
				福富団地長寿命化改修工事		A3版：1/50	A 1 2
				矩計図		A4版：1/70	

行橋市役所 都市整備部 建築政策課
福岡県行橋市中央一丁目1番1号
TEL：0930-25-1111
